

第6章

シエラレオネにおける地方自治制度改革とチーフ

落合 雄彦

はじめに

2002年1月に内戦状態の終結が正式に宣言されたシエラレオネではいま、戦後復興に向けた取組みが本格化しつつある。そうした紛争後のシエラレオネにおける課題はまさに山積しているが、なかでもこれまでとくに広く注目を集めてきたのが地方分権をひとつの柱とする地方自治制度改革にほかならない。シエラレオネでは、2004年1月に地方自治法が国会で成立して同年3月に施行され、5月には地方選挙が実施された。そして、紛争前の1972年に廃止されていた県議会が32年ぶりに復活している。現在は、そうした県議会を含む地方議会の能力強化とそれへの段階的な権限・財源委譲などが当面の課題とされている。

シエラレオネで今日進行しつつある地方自治制度改革は、しかし、ただ単に時系列的な意味で「紛争後の課題」なのではない。というのも、同国では従来、地方において世襲的なチーフや中央から派遣された官僚らによる恣意的な支配が行われる一方、中央では一党制や「影の国家」(shadow state)⁽¹⁾のもとで一部のエリートが政治権力や経済資源を独占するといった、いわば二分化された非民主的な支配状況が見られたのであり、そのことが1990年代の紛争発生・長期化の重要な誘因と考えられてきたからである (Jackson [2005,

2006], Nickson [2004], Richards [2005], Thomson [2007])。そして、今日の地方自治制度改革は、そうした紛争前の非民主的な政治社会状況を改善するための重要な処方箋のひとつとして位置づけられてきた。その意味でそれは、単に紛争後に取り組むべき数多くの開発課題のひとつではなく、むしろ紛争との密接な関連性という意味での「紛争後の課題」であり、そこには、過去の紛争の「清算」と将来の紛争再発の予防という政治的意味合いが少なからず含意されてきたと言える。

本章の目的は、そうした「紛争後の課題」としてのシエラレオネ地方自治制度改革に注目し、そのいわば「過去」、「現在」そして「近未来」を同国の重要な地方政治アクターであるチーフとの関係性のなかで鳥瞰することにある。より具体的に言えば、本章は、シエラレオネ農村部における地方自治制度改革をその主要な考察対象としており、大別して3つの部分から構成される。まず第1節では、イギリス保護領時代から独立後の1970年代までの同農村部における地方自治制度の展開を俯瞰する。そこでは、今日のシエラレオネ地方自治制度の原型が植民地支配下でいかに形成され、それが独立後にどのように「消滅」したのかをチーフのあり方の変容とともに検討する。そうした紛争前の地方自治制度の変遷を振り返ることは、本章の文脈においては、紛争後の改革そのものを考察することではないとしても、その史的背景という意味での「過去」を整理し理解する営為に相当する。続く第2節では、紛争後の地方自治制度改革の展開や内容を主にチーフとのかかわりにおいて概観する。それは、同改革のまさに「現在」を知る営みとなる。そして最後の第3節では、今後のシエラレオネ地方自治制度改革の行方を占ううえで示唆的なチーフ論争を取り上げ、その内容を検討する。それは、同改革の進むべき方向性を考えるという意味でのいわば「近未来」を見つめる所為となる。

なお、本章では、行政管理や公務員制度といった主に行政学的な問題関心からシエラレオネ地方自治制度改革に接近するのではなく、むしろ同改革をチーフという存在に適宜照らし合わせながら政治学的に考察することを主眼としている。そうした意味で本章は、シエラレオネ地方自治制度改革をめぐ

る行政学ではなく、その政治学にはかならない。

第1節 紛争前の制度の展開

シエラレオネ農村部がイギリスによって保護領化を宣言されたのは1896年のことであった。以来独立後の1970年代までの同農村部における地方自治制度の史的展開を、本節では以下、(1)制度化以前の「地方政府」の時期(1896～1936年)、(2)住民行政システムの時期(1937～1949年)、(3)県議会の時期(1950～1960年)、そして、(4)独立後の地方政府「消滅」の時期(1961～1972年)、という4つの時期に便宜的に分けて俯瞰してみたい(落合 [2007b])。

1. 制度化以前の「地方政府」——1896～1936年——

もともと現在の首都フリータウンを中心とする地域が英領直轄植民地となったのは1808年のことであり、このシエラレオネ植民地は、後背地の保護領化が1896年に宣言されたのにもなって「シエラレオネ植民地および保護領」という名称の新しい植民地行政単位へと移行した。これが今日のシエラレオネ共和国という国家の領域的原型となる。そして、直轄植民地では、「総督」(Governor)を頂点とする直接支配的な統治システムが形成されたのに対して、保護領では、植民地政府から派遣された少数の行政官の監督下でローカルな指導者が徴税などを行う間接統治システムが導入された。また、地方自治制度に関して言えば、前者の直轄植民地では、1893年にフリータウンに市議会が設置されるなど、19世紀末頃から近代的な地方自治の仕組みが漸進的に導入されたのに対して、後者の保護領では、そうした制度整備はほとんど試みられず、地方政府の正式な制度化は第2次世界大戦前夜の1937年になってからのことになる。

とは言え、保護領化からの40年間、地方政府的な仕組みがシエラレオネ農

村部にまったく存在しなかったというわけでは毛頭ない。それどころか、白人行政官の監督下で地元指導者がいわば「原住民代表」として支配を行うという間接統治のあり方は、その内実はともかくとしても少なくとも構造的に見れば、地方政府の仕組みとある程度相似的であったと言える。

シエラレオネ植民地政府は、保護領を「県」(district)という行政単位に分けて各県に「県弁務官」(District Commissioner)を派遣する一方、その監督下で統治を行う地元指導者を3つのカテゴリーに簡略的に分類した。すなわち、(1)ほかのチーフに従属しない「パラマウント・チーフ」(Paramount Chief)、(2)パラマウント・チーフに従属しつつその支配管轄領域の一地区のみを治める「サブ・チーフ」(Sub-chief)あるいはのちの「セクション・チーフ」(Section Chief)、(3)各村落の代表を務める「ヘッドマン」(Headman)、の3種類である。そして、植民地政府は、保護領内に「チーフダム」(chiefdom)という行政単位を200以上設けてそれぞれにパラマウント・チーフを任命し、これに任ぜられた者が県弁務官の監督を受けながら「スピーカー」(Speaker)と呼ばれる補佐役やサブ・チーフらとともに各チーフダムを統治するという仕組みを創出・定着させようとした。

しかし、そうした植民地政府によるチーフダム統治の仕組みづくり、なかでもその要となるパラマウント・チーフの任命は、しばしば恣意的な形で行われた。たとえば、保護領南部に居住するメンデ(Mende)人の諸チーフダムの場合、過去にイギリスとの間で条約締結をした経験のある地元有力者が保護領化を契機にパラマウント・チーフとして優先的に任命された。しかし、そうしたチーフのなかには、実際には地域でほとんど影響力を持たない者やそれまでほかの有力者に従属していた者などが含まれていた。また、地元住民から有力者として広く認知されている者が逆にパラマウント・チーフに任命されないといったケースも見られた。さらに植民地政府は、イギリス支配に対して反抗的なパラマウント・チーフをしばしば退位させ、代わりに従順で懐柔しやすい者を後任に任命したりしたとされる(Little [1951: 176-177])。

いずれにせよ、このようにして形成された保護領のチーフには、およそ以

下のような2つの機能を果たすことが求められた。第1は、徴税、納税の機能である。植民地政府は、保護領の統治費用を捻出するために正式名称で家屋税 (house tax)、通称で小屋税 (hut tax) と呼ばれる直接税を保護領内に導入し、同税を住民から徴収して植民地政府に納付する義務をパラマウント・チーフらに負わせた。ちなみに、こうした保護領でのチーフによる徴税と納税をめぐるのは、1898年2月から11月にかけて、「小屋税戦争」(Hut Tax War) と呼ばれる大規模な反乱が発生している⁽²⁾。第2は、法と秩序の維持、とくにその司法上の役割である。パラマウント・チーフ、サブ・チーフ、スピーカーらは、各チーフダムに設けられた慣習法法廷のメンバーとして民事係争などの評決を行うこととされた。

このように保護領では当初、パラマウント・チーフが県弁務官の監督のもとで下位のチーフらとともに各チーフダムを治めるといった地方政府擬似的な間接統治の仕組みがつくられた。しかし実際には、この時期のチーフダム統治はまだ地方政府や地方自治と呼べるような実体をほとんどともなっており、また、そのあり方やチーフの位置づけも地域や民族集団によって大きく異なっており、それは決して十分に制度化されたものではなかった。

2. 原住民政システム——1937～1949年——

ところが、第1次世界大戦後になると植民地政府内部において、水供給や公衆衛生といった社会サービスの提供を保護領内で推進する必要性から従来の非制度的なチーフダム統治のあり方を見直し、その近代化を模索する動きが見られるようになる。そして、そうしたなかで1937年に正式に導入されたのが、「原住民政システム」(Native Administration System) という地方自治制度にほかならない⁽³⁾。同システムの導入によって、シエラレオネ保護領では地方政府に相当する組織が初めて制度化された。

原住民政システムの特徴としては、以下の3点を指摘できる。第1に、原住民政システムでは、チーフ、スピーカー、住民代表などからなる「部

族機構」(Tribal Authority)という新しい組織体がチーフダムレベルに設けられ、限定的ながらも行政命令を発令したり、総督の許可のもとで条例を制定したりする権限が付与された⁽⁴⁾。第2に、「チーフダム財務部」(Chiefdom Treasury)という財務管理部門が新設され、それまでチーフらの個人的な収入源となっていた裁判料や家屋税徴収手数料などをほかの収入とともに各チーフダムの財務部にいったん集めて、そのなかからチーフ、スピーカー、ヘッドマンといった、いわば「地方官吏」の給与や報酬を支給したり、公共サービス提供のための支出を行ったりする仕組みが整備された⁽⁵⁾。そして第3に、原住民行政の財源確保のために、従来の家屋税に加えてチーフダム税(chiefdom tax)という人頭税が新たに導入された(Hailey [1951: 300-310])。

このように原住民行政システムの導入とは、限定的ながらも独自の行政立法権限を正式に付与された部族機構をチーフダムレベルに設け、その活動のための財務体制を整備しようとする一連の地方制度改革のことであり、別言すればそれは、チーフダムにおける従来の非制度的で多様な統治形態を、制度化、標準化された近代的な地方政府へと移行させようとする試みであったと言える。

3. 県議会——1950～1960年——

やがて1945年になると、植民地政府は、保護領における第2次大戦後の経済社会開発を促進する観点から保護領レベルに「保護領会議」(Protectorate Assembly)、その下位の県レベルに「県議会」(District Council)をそれぞれ設けることを決めた。それらは当初、パラマウント・チーフ議員などからなる諮問機関にすぎなかったが、後者の県議会はのちに部族機構の上位に位置する中核的な地方政府へと発展する。具体的に言えば、植民地政府は1950年、経済開発計画を実施するための行政権限などを県議会に付与する。また、その財源確保のために県議会への補助金交付を開始するとともに、部族機構の税収の一部を県議会へと移譲する「プリセプト」(precept)という仕組みを

導入した⁽⁶⁾。そして1956年には、独立に向けた民主化策の一環として、県議会議員の選出方法に直接選挙が導入されるようになった。

このようにして1950年代に県議会の整備・強化が図られた背景には、部族機構に対する植民地政府の強い不信任と不満があった。前述の通り、植民地政府は両大戦間期に原住民行政システムをチーフダムレベルに導入し、部族機構を地方政府として機能させようとした。しかし実際には、同システム導入後も多くのチーフダムでは、チーフらによる公金の横領、不明瞭な会計処理、住民に対する不当な貢物要求などが後を絶たなかった。また、部族機構予算のかなりの部分がチーフらの人件費に費やされてしまい、公共サービスの提供がほとんど行われないう問題も顕在化した。そうしたなかで植民地政府は、1950年代半ばまでには部族機構という枠組みの限界性を強く認識するようになり、それに代わって県議会を地方政府として育成していくという方向に政策転換をしたのである（Kilson [1966: 193-200]）。

そして、このように地方自治の焦点がチーフダムレベルの部族機構から県レベルの県議会へとシフトするなかで、1950年代にはチーフの役割にも大きな変化が生じた。すなわち、この時期にチーフは、県議会の権限強化や中央官僚の地方進出にともなって、徴税以外の行政分野での多くの権限や影響力を失った⁽⁷⁾。また、1950年代末以降、チーフは慣習法法廷の長にも任命されなくなったため、少なくとも公的にはその司法上の役割さえ喪失し始める。しかしその一方で、独立を控えて中央や地方の議会に直接選挙制度が導入され、政党活動が保護領内でも広く展開されるようになると、チーフは、政党の候補者選びや支持票取りまとめといった分野で大きな影響力を発揮するようになる。つまり、やや木目の粗い言い方をすれば、チーフは1950年代、それまでの行政・司法上の制度的機能を喪失する一方で、当時台頭しつつあった政党政治のなかにその新たな活路を見出していくのである（Finnegan and Murray [1970: 425-426]）。

4. 独立後の地方政府「消滅」——1961～1972年——

1961年にイギリスから独立したシエラレオネは、少なくとも形式的には、「地方におけるサービス提供主体」としての県議会と「地方税 (local tax)⁽⁸⁾の徴収主体」としての部族機構からなる、植民地時代末期に形成された二層構造の地方制度をほぼそのままの形で継承した。しかし、県議会はすでに独立前からその腐敗や非効率性が問題視されるようになり (Kilson [1966: 207-208]), 独立後の1962年には活動がいったん停止されてしまう。その後県議会は一時的に活動を再開したものの、1967年には軍事政権成立にともなって再び活動停止に追い込まれ、結局1972年1月、当時の与党である全人民会議 (All People's Congress: APC) のスティーブンス (Siaka Stevens) 政権下で正式に廃止された (Tangri [1978a, 1978b], Viswasam [1972: 7-10])。この県議会廃止はシエラレオネ農村部における地方政府の事実上の「消滅」を意味し、これ以降、地方行政の実権は中央政府が派遣した「県行政官」 (District Officer) などの官僚によってほぼ完全に掌握されるようになる。またこの時期、中央レベルでは、APC のスティーブンス政権下で一党独裁傾向が強まった。具体的にいえば、1971年4月の共和制導入にともなってスティーブンスが大統領に就任し、さらに1978年6月には同大統領主導のもとで APC のみを公認政党とする一党制憲法が成立している。

他方、保護領時代にもうひとつの地方政府として設置された部族機構は、前述の通りその後十分に機能することはなく、独立後しばらくして「チーフダム議会」 (Chiefdom Council) へと改称されてからも、そうした状況には大きな変化は見られなかった。しかしその反面、独立後の県議会停止および廃止にともなって、チーフダムという枠組み自体が持つ重要性は相対的に高まったと言える。というのも、県議会なきあとのチーフダムは、地域住民にとっての帰属や身分を保障してくれるほぼ唯一の行政単位となったからであり、中央の官僚や政治家にとっても、それは行政や政治活動を営むうえでの必要

不可欠な枠組みとなったからである。

そして、このようにシエラレオネ農村部におけるチーフダムの重要性が相対的に増大するなかで、その中核を占めるチーフは従来以上に政治ブローカー的な役割を果たすようになる。とくに、県議会が廃止されたのと同じ1972年に行われた法改正によって、チーフダムの「原住民」(native)をめぐるとの判定権限が各チーフダム議会に正式に委ねられるようになると、その首長であるチーフの政治的影響力は一層強まった。

植民地支配下のシエラレオネ農村部では、チーフはチーフダムの土地の「管理者」(custodian)と見なされ、土地使用権を持つ「原住民」あるいは「土地の子」(the son of the soil)と、それを原則として持たない「よそ者」(stranger)とを区別し、土地使用のあり方全体を最終的に監督するという権限を広く行使していた。しかし、前述の1972年の法改正によってチーフは、原住民と非原住民を区別する権限、すなわち土地使用権を中核とする「チーフダム・シティズンシップ」(あるいは「ローカル・シティズンシップ」)とも言うべきものの与奪権限を、単にそれまでの慣例的な意味においてだけではなく、法制度的にも事実上認められるようになる。そしてそのことが、チーフダム内外の諸アクターとの関係性を操作するうえでのチーフの位置づけをいっそう有利なものとした(Fanthorpe [1998: 558])。

これが、紛争前までのシエラレオネ農村部における地方制度のごくおおまかな史的展開とそれをめぐる政治状況であったと言える。そして、こうした制度展開の結果、紛争勃発前夜の1980年代にはすでに地方政府としての県議会は廃止されて存在しておらず、その代わりに県行政官を始めとする中央官僚が、APC 一党支配体制のもとで地方行政の実権をほぼ完全に掌握するようになっていた。また、チーフダム議会は形式的には存続していたものの、徴税などのごく限定的な機能を除けば、実質的にはそれは地方政府や地方自治体と呼べるようなものではなかった。しかしその一方で、地方におけるチーフダムの重要性は相対的に高まっており、もちろん地域差や個人差はあるものの総じてチーフもまた、官僚や政治家の介入を一方で受けながらもそれ

らとの関係性を巧みに操作することで政治的な影響力を行使していたのである。そして、そうした一党独裁体制と地方政府不在という状況のもとで、官僚やチーフといったごく一部のアクターが地方政治の権力をほぼ完全に掌握し、地域住民を抑圧するという状況がそこに生じることになり、前述の通り、そのことが1990年代の紛争発生・長期化の一因と見なされてきた。

以上、本節では、紛争前の地方自治制度の史的展開を概観してきた。続いて次節では、紛争後の地方自治制度改革の展開や内容を主にチーフとの関連のなかで検討することにした。

第2節 紛争後の制度の改革

1. チーフダム行政の再開

シエラレオネでは、1991年3月に紛争が勃発し、2002年1月にその終結が正式に宣言された。この間、1996年3月には大統領選挙決戦投票が実施され、シエラレオネ人民党（Sierra Leone People's Party: SLPP）の党首であるカバー（Ahmad Tejan Kabbah）が当選を果たしている。そして、同国の地方自治制度改革は、このカバー-SLPP 政権のもとで紛争中に着手されるようになり、世界銀行、イギリス国際開発省（Department for International Development: DFID）、国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）といった国際的ドナーの支援を受けながら紛争終結後も引続き展開されてきた。2007年9月にはカバー-SLPP 政権に代わって APC のコロマ（Ernest Bai Koroma）政権が誕生したが、同国の地方自治制度改革には国際的ドナーが深く関与してきたこともあって、政権交代後もその基本路線自体には大きな変更は見られていない。

そうした地方自治制度改革の直接的な発端は、カバーが1996年の大統領就任後すぐに地方自治地域開発省（Ministry of Local Government and Community

Development。以下、地方自治省と略す)という新しい省の創設を発表したことに求められる。また、カバール大統領は、同年6月に行った初めての国会演説のなかで、中央官僚の介入によって失われたチーフの権威を回復することの必要性を謳っている (Rosenbaum and Rojas [1997: 535])。しかし、当時はまだ激しい内戦の最中であり、地方自治に関する具体的な改革を実施できるような状況にはなかった。

しかし、1999年に「ガバナンス改革事務局」(Governance Reform Secretariat)という新しい政府部局が DFID の支援を受けて設置された頃から、地方自治制度改革は本格的に始動する。そして、カバール政権は政府支配地域におけるチーフの復帰をその最優先課題に掲げるようになり、2000年3月には「パラマウント・チーフ復帰プログラム」(Paramount Chiefs Restoration Programme)⁽⁹⁾を DFID 支援のもとで開始し、戦禍を逃れて避難民化していたチーフの帰還を含むチーフダム行政全般の再建を図るようになった。

このように、カバール政権下で着手された地方自治制度改革とは、もともとは平時における通常の制度改革ではなく、戦時下で破壊されたチーフダム行政の再建を図ろうとする活動であったと言える。そしてそこには、それまでチーフダム内の秩序維持や人の移動の監視、通報などの役割を担ってきたチーフを早期に復帰させ、そのチーフダム行政を機能させることで農村部の秩序と治安を回復しようとする、紛争下でのいわば広義の治安対策という意味合いが少なからず込められていた (Thomson [2007: 21-22])。

その後2002年12月から2003年1月にかけて、全国にある149のチーフダム⁽¹⁰⁾の約4割に相当するチーフダム議会において、紛争中に空席となっていたパラマウント・チーフの後任を選出するための選挙が実施された。その結果、「ニュー・チーフ」(the new chiefs)と呼ばれる、総じて教育水準が高く海外経験なども豊かな新世代のパラマウント・チーフが数多く誕生している (Jackson [2006: 109])。

そして、カバール大統領は2003年1月、チーフダム行政の本格的な再開を象徴するそうしたニュー・チーフの任命式典に出席して演説を行い、そのなか

でチーフダム改革に関する同政権の基本方針について次のように語った。

かつてパラマウント・チーフは、首席行政官と庇護者の両方であり、チーフダム内のすべての係争を解決していました。しかし、この秩序は独立後長い歳月をかけて破壊されたのです。そして、このチーフダムにおける伝統的秩序の破壊こそが、のちに反乱戦争という内乱へと至る不平等と不安定さを台頭させることにつながりました。したがって、望まれている新しい政策とは、そうした過去を復興すること、そして、必要に応じてチーフ制のガバナンス構造をより効果的、適正、民主的なものとするための近代化を試みることにあります (Kabbah [2003])。

このように述べてカバー大統領は、保護領時代にはチーフがチーフダムにおける法と秩序を維持していたが、独立後になると（官僚や政治家の介入などによって）そうした伝統的な秩序が次第に破壊され、そのことが1990年代の紛争の背景となったという認識を示したうえで、そうした独立前の伝統的秩序の復興と必要に応じたチーフダム・ガバナンスの近代化を謳ったのである。しかし、ここで留意しておかなければならないことは、カバー大統領が前述の1996年6月の国会演説においてチーフの権威の回復について言及し、また2003年1月のチーフ任命式典で伝統的秩序の復興を唱えたとき、そこに含意されていたであろうものとは、字義通りのチーフ権威の復活でもなければ伝統秩序の復古でもなく、実はそれは「チーフの政治的役割の抑制と儀礼的役割の拡大」とも言うべきものにほかならなかった、という点である (Jackson [2006: 108])。

前節で述べた通り、シエラレオネ農村部のチーフは独立前夜の1950年代に政党政治に深く関与するようになり、独立後はAPCによる一党独裁体制や地方政府不在という状況下で地方政治ブローカー的な役割を果たすようになった。しかし、やや矛盾するように聞こえるかもしれないが、そうした顕著に政治化されたチーフの存在は、政権側にとって有用な政治的基盤となりう

る一方で政治的脅威でもあったのであり、そのためにカバーク政権はチーフのあり方の見直しを当初から模索していたのである。つまり、カバーク政権にとってチーフは農村部における重要な政治的支持基盤であり、かつ前述の通り「治安の安定化要因」でもあったが、その一方で「政治の不安定化要因」とも言うべき側面もまた少なからず帯びていたのであり、とくにチーフダム行政再開後になると、同政権の主要な関心は後者の問題解決、すなわち「政治の不安定化要因」としてのチーフの政治的役割をいかに抑制し、そのあり方をより儀礼的なものへといかに変容させていくか、という点に次第に向けられるようになる (Jackson [2006: 108])。

しかし、1999年から2003年にかけて、前述した DFID 支援のプログラムのもとで、チーフの住宅再建、チーフらが遵守すべき行動規範の作成、チーフ向け啓発ワークショップの開催、新しいチーフの選出といった諸活動が展開され、また、「パラマウント・チーフ議会」(Council of Paramount Chiefs) という、チーフからなる新たな諮問機関が創設されたりはしたものの、チーフのあり方を大きく変更するような本格的なチーフダム制度改革は、結局カバーク政権下では試みられることがなかった。

その理由としては、少なくとも2つの点が挙げられる。第1は、前述した通り、カバークSLPP 政権がチーフをその重要な支持基盤にしていたという点を指摘できる。言うまでもなく、チーフの政治的役割を抑制しようとする改革は、チーフからの強い反発と抵抗を招きかねない。このため、とくに同国南部のチーフを重要な支持基盤とするカバーク政権としては、一方では改革の必要性を認識しながらも、他方ではそうした反チーフ的なチーフダム改革には容易に着手することができなかつたのである。

本格的なチーフダム改革が実施されなかつた第2の理由としては、シエラレオネ地方自治制度改革の動向に大きな影響を及ぼしてきた国際的ドナー、とくに DFID が、紛争終結という状況を受けて、その支援の関心をチーフダムよりもむしろ上位の県レベルの制度改革へとシフトさせた点を指摘できる。DFID は、前述の通り当初はチーフダム行政の再建などを積極的に支援して

いたが、やがてそうした活動がチーフと地域住民の間にさまざまな軋轢や摩擦を生み出す危険性があることを認識するようになる。そして、このために DFID は、紛争終結をひとつの契機にして、ほかのドナーと歩調を合わせる形でガバナンス改善支援のターゲットを上位の県議会の再建とそれへの地方分権化に絞るようになったのである (Thomson [2007: 21-22])。

こうした結果、シエラレオネ農村部における地方自治制度改革の焦点は、紛争終結が宣言された2002年から2003年頃にかけての時期を境にして、それまでのチーフダムレベルから上位の県レベルへと急速に移行していくこととなった。

2. 地方自治法と地方選挙

カバー大統領は、紛争終結後の2002年5月に再選を果たして以降、国際的ドナーからの強い働きかけもあって、地方分権を柱とする県レベルの地方制度改革に本格的に乗り出す。そしてそうしたなかで、「地方分権地方自治タスクフォース」(Task Force on Decentralisation and Local Government) という、副大統領を議長とする組織が新設され、2002年10月から2003年9月にかけて、同タスクフォースのもとで地方分権・自治のあり方に関する具体的な検討が重ねられた。また、2003年3月には、地方自治省が UNDP の支援を受けて地方議会のあり方などに関する公聴会を全国で61回にわたって開催し、のべ1万2000人を超す人々の参加を得た。そして、こうした一連の検討プロセスを経て、前述の通り2004年1月に今日の地方自治制度の基幹法となる「地方自治法」(Local Government Act, 2004) が国会で可決・成立したのである (UNDP [2004: 1])。

地方自治法では、中央の下位に13の県、5つのタウン、1つの市 (city) という3種類19行政区を設け、それぞれに県議会、タウン議会、市議会を置くことが定められた (第2条, 第1別表)。そうした3種類の議会は「地方議会」(Local Council) と総称され、垂直的ではなく同じレベルの水平的な関係

にある地方政府あるいは地方自治体として位置づけられている¹¹⁾。また、地方議会は直接選挙で選ばれた「議長」(Chairperson)¹²⁾などを含む12名以上のメンバーによって構成され(第4条)、各行政区の開発や福祉に関する立法および行政権限を付与された(第20条)。このほか同法では、地方議会の通常会合が月1回以上開催されること(第15条)、各地方議会には「地方議会議長行政官」(Local Council Chief Administrator)という官吏が置かれ、同官が議会決定の履行全般に対して責任を負うとともに地方議会職員の監督を行うこと(第31条)、地方議会は中央からの交付金、チーフダム議会からの地方税収入移譲金(プリセプト)、固定資産税などをその主要な財源とすること(第45条)、地方議会は、地方議員、パラマウント・チーフ、住民代表からなる「選挙区委員会」(Ward Committee)を各選挙区に組織し、同委員会で自助開発プロジェクトを実施すること(第95~96条)などが定められた¹³⁾。

そして、この地方自治法の成立・施行を受けて2004年5月、紛争後初となる地方選挙が全国394選挙区で一斉に実施された。ここでは同選挙結果について詳細に検討することはしないが、あくまでチーフとの関係で指摘しておきたいことは、同選挙をめぐってはチーフによる積極的な関与が見られたという点である。もともとチーフは、地方分権を柱とする紛争後の県レベルの地方自治制度改革に対して総じて強い危機感を抱いていた。というのも、県議会の復活とその機能強化によって、それまでのチーフの権限や影響力が相対的あるいは実質的に弱体化されてしまうのではないかと懸念したためである。そこでチーフは、地方選挙に際して、政党による統制が効かない無所属候補者の立候補を各地で妨害したり、自分の支持する者を党公認候補にするように党幹部に働きかけたり、特定の候補者のための支持票取りまとめを積極的に行ったりした(Nickson [2004: 1-2])。地方自治法によれば、ほぼすべての県議会には民選議席枠とは別に2~3名のパラマウント・チーフ議席枠が設けられており(第4条、第1別表)、このためにチーフには地方選挙の被選挙権が認められていない(第6条)。そこでチーフは、従来からの政治的な役割を通して同選挙に積極的に関与したのであり、その意味で2004年地方

選挙は、チーフが紛争前と同様に紛争後もなお強く政治化された存在であることを印象づける出来事となった。

そして、この地方選挙後、県議会を含む19の地方議会が全国で順次開設され、また2004年11月には、地方分権化スケジュールを定めた行政命令が発令されている。同令は、中央政府から地方議会へと委譲されるべき具体的な権限とその2008年までの委譲時期を省別に明記したものであり、以後このスケジュールに原則としてもとづく形で分権化が段階的に進められるようになった。

なお、こうした一連の改革プロセスにおいてこれまでとくに重要な役割を果たしてきたのが、2004年に主に世銀支援のもとで開始された「制度改革能力構築プロジェクト」(Institutional Reform and Capacity Building Project: IRCBP)である。同プロジェクトによって、地方自治省内に「地方分権事務局」(Decentralisation Secretariat: Dec-Sec)、財務省内に「地方自治財務局」(Local Government Finance Department: LGFD)がそれぞれ設けられ、それらを主管事務局としながら地方議会の整備や能力強化、地方分権などが推進されてきた。

しかし、このように地方自治法にもとづいて地方議会が復活し、その強化と地方分権が推進される一方で、地方自治制度改革をめぐるドナーや政府関係者の関心はいま再びチーフダムレベルへと部分的に回帰しつつある。というのも、前節で詳述した通り、シエラレオネ農村部の地方自治を考えるうえでチーフダムの存在は史的に見てきわめて重要であり、にもかかわらず、本節で述べてきた通り、その本格的な改革は紛争後まだほとんど着手されていないからである。

そこで次節では、今後の地方自治制度改革、とくにチーフダム改革のあり方を考えるうえで示唆的なチーフ論争に焦点をあて、その検討を試みることにしたい。

第3節 チーフ論争と改革の行方

1. 「抑圧者」というチーフ像

「シエラレオネ農村部のチーフとは一体何者か」。これは、同国の地方自治制度改革、とくにチーフダムレベルの改革のあり方を考えるうえで重要な問いと言える。というのも、すでに指摘してきた通りチーフという存在は、過去はもちろんのこと現在もおシエラレオネ農村部における重要な政治アクターであり、それゆえに「チーフとは一体何者か」という問いは、「地方自治制度はいかに改革されるべきか」という問題意識と密接に関連しているからである。そして、このチーフに関する問いをめぐって2005年から2006年にかけて『アフリカン・アフェアーズ』(*African Affairs*)というアフリカ研究専門誌の誌上で展開されたのが、本節で取り上げるチーフ論争にほかならない。

同論争の発端は、オランダを拠点に活躍する人類学者リチャーズの論文「戦うべきか耕すべきか——マノ川紛争(リベリアとシエラレオネ)の農村部的な諸側面——」(Richards [2005])が『アフリカン・アフェアーズ』誌上に発表されたことにある。同論文の本来の主眼は、リベリアとシエラレオネにおける紛争の担い手を都市青年層に求める「都市ギャング抗争モデル」(the urban gang warfare model)¹⁴⁾に対して異を唱え、それに代わって両紛争が農村部の「階級」対立に起因するものであったことを論証しようとする点にあった。したがってリチャーズの論考においては、必ずしもチーフがその中心的な考察対象とされていたわけではない。しかし、後述する通りリチャーズは、同論文の一連の考察プロセスを通してシエラレオネ農村部のチーフをいわば「抑圧者」ともいうべきイメージで描き出したのであり、そのことがのちにチーフをめぐる論争を引き起こすことになる。

リチャーズはまず、リベリアとシエラレオネの紛争では、反政府ゲリラ勢

力の戦闘員の多くが都市ギャング抗争モデル論者の想定するような都市青年層ではなく、農村部出身の若者で占められていたという点に注目する。また、実際の戦闘の多くも、都市部ではなく農村部で展開されたと主張する。さらに、元戦闘員などに対するいくつかの聞き取り調査を検討したうえで、それらのなかに、たとえば、「チーフから労働提供を要求されてそれを拒むと重い罰金を科され、それが払えないので村から逃げた」、「年長者から過重な婚資を請求され、その支払いに難色を示すと不当な訴訟を起こされた」、「村では誰も若者を助けてはくれない。チーフは若者から搾取するばかりだ。だから正義のために戦うんだ」といった、チーフや年長者に対する農村部若者の強い不平不満のメッセージが数多く見られた点を重視する。

そして、それらのことからリベリアとシエラレオネの紛争を都市部ではなく農村部起源のものとして位置づけたうえでリチャーズは、両国農村部では、チーフや年長者といった一部エリートが土地と婚姻をめぐる慣習的な特権を濫用して多数の若者を搾取し続けてきたのであり、かつての家内奴隷制にその史的起源を持つそうした抑圧状況こそが、若者の離村を促して彼らを反政府ゲリラ勢力側へと追いやり、結果として紛争の発生・長期化を招来した、と結論づけたのである。

すなわち、リチャーズによれば、1990年代の両国の紛争とは、都市のギャングや失業者が抱く「貪欲さ」(greed)から生じた経済的(非政治的)な「都市ギャング抗争」(urban gang warfare)ではなく、むしろそれは農村社会のなかで疎外・搾取されてきた若者が抱いた「不平」(grievance)に起因する、いわば政治的な「奴隷の反乱」(slave revolt)であったということになる。そして、そうした紛争の再発を予防するためには、何よりもまず農村部の若者を隷属状態から解放し、彼らが安心して労働や結婚をすることができる社会を実現する必要がある、そのためには農村部の改革、とくに土地と婚姻をめぐる従来の慣習や法制度の改革が不可欠である、とリチャーズは唱えた。

果たしてシエラレオネ紛争がリチャーズのこのような「奴隷の反乱」と表現しうるものであったのか否かはともかくも、本章とのかかわりでリチャー

ズ論文がとくに重要な意味を持つと思われるのは、前述の通りそれがチーフを「抑圧者」というイメージで描き出した点にある。そして、そうした「抑圧者」としてのチーフというイメージは、実はシエラレオネ地方自治制度改革に深く関与してきた国際的ドナーのなかでもある程度広く共有されてきたと言える。たとえば世銀と UNDP は、前述の通り県議会の復活・強化や地方分権化の推進といった県レベルの改革を強く支援する一方、チーフダムレベルの改革についてはほとんど関与せず、その支援を DFID にほぼすべて委ねてきた (Fanthorpe [2006: 34])。しかし、そうしたチーフダム改革に対する世銀と UNDP の消極的な姿勢の根底には、DFID との間の単なる「分業」以上のもの、すなわち従来のチーフダム・ガバナンスへの疑念、とくにチーフへの強い不信感とも言うべきものがあったと言える。そして、いくつかの国際的ドナーがチーフに対して抱くそうした不信感は、リチャーズが描いた「抑圧者」としてのチーフ像とかなりの程度通底するものであったと考えられる。

2. 「庇護者」というチーフ像

これに対して、チーフをいわば「庇護者」ともいうべきイメージで描き出したのが、ファンソープの論考「リベラル・ピースの限界——戦後のシエラレオネにおけるチーフと民主的的地方分権——」(Fanthorpe [2006]) である。そのなかでファンソープは、説明責任や民主主義といった総じてリベラルと称しうる諸原則を重視する世銀や UNDP などの国際的ドナーが、シエラレオネ農村部の慣習的なチーフ制を反リベラルなものと決めつけ、それに代わって県レベルでの民主的的地方分権化を急速に推進しつつあることに対して警鐘を鳴らしている。そして、そうした考察プロセスのなかでファンソープが提示したのが、リチャーズ論文とは一見対照的な「庇護者」としてのチーフのイメージであった。

ファンソープによれば、紛争前のチーフダム・ガバナンスにはリチャーズ

の指摘する通り確かに多くの問題点があり、とくにチーフや年長者らによる不正や抑圧はかなり深刻であって、そのためにチーフらに対する地域住民の不満の声も各地で多く聞かれた。しかしそれは、必ずしもリチャーズが言うような農村部の階級対立の証拠とはならない。というのも、地域住民、とくに若者による不満や批判の矛先は、単にチーフや年長者だけではなく、チーフダムに介入してくる官僚や政治家といった外部エリートに対しても広く向けられてきたからである。つまり、若者がチーフや年長者に対して抱く不満の声だけを取り上げて、そこから「抑圧する支配者階級」としてのチーフらと「抑圧される被支配者階級」としての若者という階級闘争の物語をたとえ紡ぎ出したとしても、それはあくまでも一面的なものにすぎない。確かに地域住民の間ではチーフらに対して批判的な声が根強いが、かといってチーフ制の廃止自体を求める声はほとんど聞かれぬのであり、結局のところシエラレオネ農村部におけるガバナンスの問題とは、リチャーズがいうような階級闘争や「奴隷の反乱」に短絡的に還元できるものではなく、むしろそれは外部アクターの介入をも含むより複雑な問題である、とファンソープは見る。

そのうえでファンソープは、官僚、政治家、ビジネスマンといったチーフダム外部のアクターによる介入は紛争前から広く見られたが、今日の地方制度改革との関係でとくに重要なのは、そうした介入が紛争後もなお頻繁に行われているという事実にあると考える。たとえば、県行政官が自分の支持する候補者をパラマウント・チーフにするために、その選挙が行われるチーフダム議会の議員名簿を改ざんしたり、国会議員が本来パラマウント・チーフによって選任されるべきセクション・チーフを勝手に任命してしまったり、中央政府によって指名されたチーフ代理が自分の親類を下位のチーフに縁故的に任命したりするといった状況が、シエラレオネ農村部の各地では紛争後になっても散見されるという。また、チーフが地元住民よりも自分のビジネスパートナーといった地元住民以外の者をチーフダム議会議員に恣意的に指名する事例も後を絶たない。

このようにチーフダム・ガバナンスをめぐるのは、チーフ、年長者、地域

住民といったチーフダム内部のアクターだけではなく、官僚、政治家、ビジネスマン、他地域出身者といった外部のアクターもまた複雑に関与しているのであり、そうしたなかでチーフのみを反リベラルな存在としてラベリングし、その影響力を排除するかのようリベラルな地方制度改革、とくに民主的な地方分権化を急速に推進することは、地域住民にとってプラスになるどころかむしろマイナスに作用する、とファンソープは主張する。というのも、農村部の多くの住民は、一方ではチーフの不正などに対して強い不満を抱きながらも、他方ではその存在を必ずしも「抑圧者」とは認識しておらず、むしろチーフを外部アクターからの介入や搾取から自分たちを守ってくれる「庇護者」としてしばしば見なしてきたからである。農村部住民は、チーフダムを私利私欲のためだけに利用しようとする中央官僚や、選挙のときにだけ地元に来て、あとは都会暮らしをするような政治家などよりも、地域に住んでその土地と住民のことを熟知し、そこに権威の基盤を持つチーフを基本的に信頼してきたのであり、その庇護のもとで日常生活を送ってきたのである。したがって、官僚や政治家にとって総じて有利といえる民主的な地方分権化を急速に進めると、チーフの影響力が大きく低下してしまい、その結果チーフの庇護を受けられなくなった農村部の貧しい住民は、官僚ら外部アクターによる介入と搾取に一層晒され、より脆弱化してしまうことになる、とファンソープは警告している。

そしてそのうえで、ファンソープは、紛争前のチーフダム・ガバナンスが多くの問題を抱えていた以上、なんらかの地方制度改革は不可避ではあるが、そこで重要なのは、県レベルでの急速な地方分権化を進めることではなく、むしろ地方政治の重要な「焦点」となってきたチーフに注目し、それを「下方向への説明責任」を果たしうる存在へと変革していくことである、と結論づけている。

3. 2つのチーフ像を超えて

このようにシエラレオネ農村部のチーフをめぐるには、それを「抑圧者」と見なすリチャーズ的な立場と、逆にそれを「庇護者」として位置づけるファンソープ的な立場という、少なくとも2つの一見相対立する主張が見られた。そして、そうしたチーフ像の相違は、地方自治制度改革の考え方やあり方にも少なからず影響を及ぼしてきたと言える。たとえば、いま仮にチーフを「抑圧者」と見なす前者の立場に立つならば、それに親和的な地方改革とは、リチャーズが謳うような、チーフらの慣習的な特権を廃止しようとするチーフダムレベルの改革の試みや、これまで世銀やUNDPが支援してきたような、県レベルの地方分権化を大胆に推進することでローカル・ガバナンスを総体として改善しようとする営みと言えるかもしれない。これに対して、チーフを「庇護者」と見なす後者の立場に立てば、そこで望ましいとされるであろう改革とは、たとえばかつてカパー政権がDFID支援のもとで実施していたようなチーフ復帰促進プログラムであったり、ファンソープが唱えるような、チーフの地位や影響力を温存しつつもそれを地域住民に対して説明責任を果たしうる存在へと漸次変革しようとする試みであったりする。

しかし、結論からいえば、シエラレオネ農村部におけるチーフは、チーフ論争からイメージされるような「抑圧者」や「庇護者」といった静態的な存在ではおそくない。それは、本章で見てきた通り、長い歳月をかけて史的に形成され、いまなお変容を遂げ続ける動態的な主体にちがいない。その意味では、地方自治制度改革の今後を考えるうえでのチーフ論争の有用性とは、それが「抑圧者」や「庇護者」といった静態的なチーフ像を示したことにあるのではなく、むしろそれがチーフを動態的に捉えるのに必要な複眼的視点を提示してくれた点にこそあると言える。具体的には、リチャーズ論文からは、チーフという存在を歴史的に理解する視点やチーフダム内部の社会階層的な文脈のなかでそれを考察する視点を、他方、ファンソープ論文からは、

チーフをチーフダム内部だけではなくその外部諸要因との関係性のなかで広く捉える視点をそれぞれ学び取ることができよう。そして、そうしたいくつかの視点を複眼的に駆使しながら、「抑圧者」や「庇護者」といった単純二分法的な思考枠組みを超えてチーフという存在をより深く理解すること、おそらくそうした実証的で緻密な営為の向こうにしか、今後のシエラレオネ地方自治制度改革、とくにチーフダム改革のより具体的な指針のイメージは立ち現われてこないのではなからうか。

むすびに代えて

これまで本章では、紛争後のシエラレオネ農村部における地方自治制度改革に注目し、その「過去」、 「現在」そして「近未来」をチーフとのかかわりのなかで検討してきた。

シエラレオネ農村部における地方自治制度は、もともとはチーフの存在を柱として保護領時代に形成されたものであったが、その嚆矢として1937年に導入された住民行政システムは、その後十分に機能しなかった。また、1950年代に整備が進んだ県議会も独立後の1970年代初頭には廃止されてしまう。この結果、紛争前夜の1980年代には、APC 一党支配体制のもとで地方政府はシエラレオネ農村部において事実上不在となり、代わって官僚が地方行政の実権をほぼ完全に掌握するようになる。また、チーフらがそうした官僚からの干渉や介入を受けながらも各チーフダムを個別のかつしばしば恣意的に支配した。1990年代のシエラレオネ紛争は、そうした農村部における非民主的で閉塞的な政治社会状況をひとつの背景として展開されたと言われており、紛争後の地方自治制度改革は、その重要な改善策として位置づけられてきた。

紛争後の制度構築としてのシエラレオネ地方自治制度改革は、しかし、本格的に着手されてからいまなお日が浅く、その総合的な評価を下すことがで

きる状況にはまだないように見える。とはいえ、地方自治法の成立・施行、地方選挙の実施、地方議会の開設、地方議会職員の採用・教育訓練、中央政府から地方議会への権限・財源委譲などがなされてきたという事実に鑑みれば、たとえそれらがドナー支援に依存する部分が大きいいとはいえ、とりあえず制度改革自体は一定の成果を挙げてきたと評価できるのかもしれない。しかし、ファンソープが指摘する通り、部分的に見ればむしろ急激すぎるとも言えるそうした地方自治制度改革、とくに地方分権化が果たしてシエラレオネ農村部における政治社会状況の実質的な改善に真に貢献するものであるのか否かは、今後慎重な検討を要する点であろう。また、これまでの主要な改革成果は、地方議会の再建やそれへの権限委譲といった県レベルの改革にほぼ限定されており、下位のチーフダムレベルの本格的な改革はまだほとんど着手されていない。

シエラレオネ地方自治制度改革、とくにそのチーフダム改革がどのような展開を見せるのか、今後ともその趨勢に注目したい。

[注] _____

- (1) 「影の国家」はもともとレノ (Reno [1995]) が提唱するようになった概念であり、それは、シエラレオネやザイール (現コンゴ民主共和国) といった独立後のアフリカ諸国でしばしば見られるようになった植民地遺制的な統治形態をいう。そこでは、個人支配者的な国家指導者が闇市場を取り締まるのではなく、国家の外部アクターとの関係性に依存しながらむしろそれを自らの支配下に取り込もうとする。そしてその結果、フォーマルな政府機構は弱体化あるいは形骸化され、代わってインフォーマルな商業ネットワークが国家指導者のコントロールのもとで「もうひとつの国家」として機能するようになることされる。
- (2) 小屋税戦争の詳細な経緯や諸原因に関しては、イギリス本国政府が任命した王立調査委員会の報告書 (Chalmers [1899]) を参照されたい。
- (3) 原住民政務システムは、法制度化に先立って1936年にシエラレオネ保護領の2つのチーフダムに試験的に導入されている。
- (4) 原住民政務システム導入以前、チーフダム統治をめぐっては、パラマウント・チーフやサブ・チーフといった大まかな区分を除けば、その指導部の構成や機能について統一的に規定した法令上の文言はなく、それらは各地の慣

行におおむね委ねられていた。これに対して植民地政府は、1937年、原住民行政システムの基幹令となる「部族機構令」(Tribal Authorities Ordinance, No. 8 of 1937)を発令し、そのなかで各チーフダムに部族機構という事実上の地方政府を設置するとともに、その構成と機能について成文化した。すなわち同令によれば、部族機構は、「原住民法および慣習にもとづいて住民によって選出され、総督によって認可され、当該地域の部族機構として任命されたパラマウント・チーフ、チーフ、議員および名士」(sec. 2)からなると定められた。

- (5) 原住民行政システム導入以前、チーフダムには財務管理のための公的な枠組みはなく、そのために一部のパラマウント・チーフなどを除けば大半の指導者には定期報酬も支給されていなければ、住民に対する公共サービスの提供もほとんどなされていなかった。これに対して植民地政府は、1937年に「チーフダム財務部令」(Chiefdom Treasuries Ordinance, No. 11 of 1937)を発令し、チーフダムあるいは複数のチーフダムから構成されるグループにそれぞれ財務部を設けてチーフらへの報酬支払いや公共サービスのための支出を可能にしようとした。
- (6) プリセプトは当初、部族機構が県議会に対して任意で行うものとされていたが、1954年以降はその実施が義務化され、1956年には部族機構の人頭税収入の一律44%がプリセプトとして県議会に納付されるようになった。
- (7) 県議会重視にともなってチーフの行政上の権限や役割が縮小した結果、チーフは徴税のみを行う存在と見なされるようになる。そうしたなかで1950年代中葉になると、チーフらによる抑圧や不正への不満から大規模な住民暴動が保護領北部で発生し、チーフの家屋の焼討ちなどが行われた(Cox [1956])。
- (8) 地方税は、もともと植民地時代の1955年に家屋税とチーフダム税を統合して設けられた人頭税のこと。現在もチーフダムでは地方税がチーフダム議会(旧部族機構)によって徴収され、その主要な財源となっている。
- (9) のちに「チーフダム・ガバナンス改革プログラム」(Chiefdom Governance Reform Programme)へと改称。
- (10) ただし、厳密に言えば、これとは別にフリータウンなどの都市部には17のチーフダムが置かれており、これらをすべて合わせると、シエラレオネ全国のチーフダム総数は166となる(2008年1月現在)。
- (11) 本章ではLocal Councilを「地方議会」と訳出した。しかし、シエラレオネにおける「ローカル・カウンスル」とは、その旧宗主国イギリスの場合と同様、単に条例を定めたり予算を審議したりするといった議会としての機能だけでなく、行政執行機関としての役割も担っている。その意味では、それはわが国の地方公共団体における議会と執行機関を合わせた存在に近いと言える。

- (12) フリータウン市議会の場合の「市長」(Mayor)を含む。なお、地方議会議長は直接選挙によって選出されるが、地方自治法では、初回の地方選挙についてのみの特例移行措置として議長は議員互選で選出されるものと定められている(第125条)。
- (13) 地方自治法の内容については落合 [2007a] を参照されたい。
- (14) リチャーズが言うところの都市ギャング抗争モデルに含まれると思われる研究成果としては、たとえばAbdullah [1998], Bangura [1997], Kandeh [1999], Rashid [1997] などがある。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- 落合雄彦 [2007a] 「シエラレオネ地方自治法」(武内進一編「アフリカにおける紛争後の課題」共同研究会中間成果報告書アジア経済研究所 181-224ページ)。
- [2007b] 「分枝国家シエラレオネにおける地方行政——植民地期の史的展開——」(『アフリカ研究』第71号 119-127ページ)。

〈外国語文献〉

- Abdullah, Ibrahim [1998] "Bush Path to Destruction: The Origin and Character of the Revolutionary United Front / Sierra Leone," *Journal of Modern African Studies*, 36(2), pp. 203-235.
- Bangura, Yusuf [1997] "Understanding Political and Cultural Dynamics of the Sierra Leone War: A Critique of Paul Richards's *Fighting for the Rain Forest*," *Africa Development*, 22(3/4), pp. 117-148.
- Chalmers, David Patrick [1899] Report by Her Majesty's Commissioner and Correspondence on the subject of the insurrection in the Sierra Leone Protectorate 1898 (July, Vol. LX., c. 9388., c. 9391).
- Cox, Herbert [1956] Report of Commission of Inquiry into Disturbances in the Provinces (November, 1955 to March, 1956), London: The Crown Agents for Oversea Governments and Administrations on behalf of the Government of Sierra Leone.
- Fanthorpe, Richard [1998] "Locating the Politics of a Sierra Leonean Chiefdom," *Africa*, 68(4), pp. 558-584.
- [2006] "On the Limits of Liberal Peace: Chiefs and Democratic Decentralization in Post-war Sierra Leone," *African Affairs*, 105(418), pp. 27-49.

- Finnegan, Ruth, and David J. Murray [1970] "Limba Chief," in Michael Crowder and Obaro Ikime, eds., *West African Chiefs: Their Changing Status under Colonial Rule and Independence*, Ile-Ife, Nigeria: University of Ife Press, pp. 407-436.
- Hailey [1951] *Native Administration in the British African Territories, Part III, West Africa: Nigeria, Gold Coast, Sierra Leone, Gambia*, London: His Majesty's Stationary Office.
- Jackson, Paul [2005] "Chiefs, Money and Politicians: Rebuilding Local Government in Post-war Sierra Leone," *Public Administration and Development*, 25(1), pp. 49-58.
- [2006] "Reshuffling an Old Deck of Cards?: The Politics of Local Government Reform in Sierra Leone," *African Affairs*, 106(422), pp. 95-111.
- Kabbah, Ahmad Tejan [2003] Statement Delivered by His Excellency the President at Kenema, Bo, Makeni and Port Loko (<http://www.sierra-leone.org/> 2007年12月31日アクセス).
- Kandeh, Jimmy D. [1999] "Ransoming the State: Elite Origins of Subaltern Terror in Sierra Leone," *Review of African Political Economy*, 81, pp. 349-366.
- Kilson, Martin [1966] *Political Change in a West African State: A Study of the Modernization Process in Sierra Leone*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Little, Kenneth [1951] *The Mende of Sierra Leone: A West African People in Transition*, London: Routledge and Kegan Paul (Revised edition [1967]).
- Nickson, Andrew [2004] "Local Government Elections in Sierra Leone" (www.idd.bham.ac.uk/ 2008年1月2日アクセス).
- Rashid, Ishmail [1997] "Subaltern Reactions: Lumpens, Students, and the Left," *Africa Development*, 22(3/4), pp. 19-43.
- Reno, William [1995] *Corruption and State Politics in Sierra Leone*, Cambridge, New York and Melbourne: Cambridge University Press.
- Richards, Paul [2005] "To Fight or to Farm? Agrarian Dimensions of the Mano River Conflicts (Liberia and Sierra Leone)," *African Affairs*, 104(417), pp. 571-590.
- Rosenbaum, Allan, and Mari Victoria Rojas [1997] "Decentralization, Local Governance and Centre-Periphery Conflict in Sierra Leone," *Public Administration and Development*, 17(5), pp. 529-540.
- Tangri, Roger [1978a] "Local Government Institutions in Sierra Leone, Part I: District Councils 1951-71," *Journal of Administration Overseas*, 17(1), pp. 17-27.
- [1978b] "Local Government Institutions in Sierra Leone, Part II: Contemporary Chiefdom Administration," *Journal of Administration Overseas*, 17(2), pp. 118-128.

- Thomson, Brian [2007] "Sierra Leone: Reform or Relapse? Conflict and Governance Reform", A Chatham House Report, June (www.chathamhouse.org.uk/ 2008年1月3日アクセス).
- UNDP (United Nations Development Programme) [2004] Decentralisation in Sierra Leone: Development Concept and Summary of International Assistance (<http://www.sl.undp.org/> 2007年12月31日アクセス).
- Viswasam, C. [1972] "Sierra Leone: Local Government in the Chiefdoms First Interim Report," an unpublished draft report, Freetown: Ministry of the Interior.